

青森県報

第三千百九十二号

平成二十二年
一月二十九日
(金曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人事課) ……
知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則……………	(総務学事課) ……
青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………	(同) ……
告 示	
青森県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………	(総務学事課) ……
道路の区域の変更……………	(道路課) ……
人事委員会	
人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………	(職員課) ……
公安委員会	
青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により青森県警察本部長が定める法人……………	(広報課) ……
役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………	(運転免許課) ……
公営企業	
青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………	(病院局) ……
	(経営企画室) ……

青森県立中央病院移動型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置の購入に係る一般競争入札……………

(病院局) ……

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の総務学事課の項の第二十四号中「情報公開審査会、個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に、「(個人情報保護審査会)」を「(情報公開・個人情報保護審査会)」に改め、同条の市町村振興課の項の第二十六号中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

別表第六青森県個人情報保護審査会の項中「青森県個人情報保護審査会」を「青森県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月三十一日から施行する。

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年三月青森県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十三条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。
第七条第一項中「第三十条」を「第二十条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月三十一日から施行する。

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

青森県個人情報保護条例施行規則（平成十一年五月青森県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第五十九条」を「第四十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月三十一日から施行する。

告 示

青森県告示第四十四号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月三十一日から施行する。

平成二十二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

「第三十三条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

青森県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	十和田三戸線	十和田市大字切田字平林一四の二から 十和田市大字切田字平林一五六の二まで 十和田市大字切田字横道四四の二から 十和田市大字切田字横道四四の二まで 十和田市大字切田字横道四四の二から 十和田市大字切田字横道四八の二まで	前 前 前	七・四〇メートルから 七・〇〇メートルまで 二・四〇メートルまで 六・〇〇メートルから 二・二・四〇メートルまで 五・九〇メートルから	一四六・〇〇メートル 五六四・〇〇メートル 三八〇・〇〇メートル	

人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十二年一月二十九日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「地方独立行政法人青森県産業技術センター」を 「地方独立行政法人青森県社会福祉法人青森県

3	2						
県	県						
道	道						
七戸十和田湖線	田代十和田線						
十和田市大字深持字梅家ノ下二〇九の一から十和田市大字法量字川口平二八の一まで	十和田市大字深持字梅家ノ下一〇九の一から十和田市大字奥瀬字大堀平一六三の三まで	十和田市大字三本木字倉手九四の三から十和田市大字法量字川口平四九の一まで	十和田市大字三本木字佐井幅一五一の三まで	十和田市大字法量字川口下一六の一から十和田市大字三本木字佐井幅一五一の三まで	十和田市大字三本木字倉手九四の三から十和田市大字法量字川口下一の一まで	十和田市大字切田字平林九四の一から十和田市大字切田字横道四八の一まで	
後	前	後	前	前	前	後	前
五五・〇〇メートルから	七二・〇〇メートルから	五五・〇〇メートルから	一三・〇〇メートルから	四五・五〇メートルから	一五・〇〇メートルから	八一・〇〇メートルから	八一・〇〇メートルから
一、二三八・〇〇メートル	六四〇・〇〇メートル	一、八二八・〇〇メートル	一、八二八・〇〇メートル	三、二四〇・〇〇メートル	一、一二六・〇〇メートル	一、〇〇〇・〇〇メートル	一、〇〇〇・〇〇メートル

青森県産業技術センター
社会福祉協議会
に改める。

この規則は、平成二十二年二月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第四号

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十三条第一項の規定により次の法人を定めたので、青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規程（平成十四年二月青森県警察本部訓令第一号）により例によることとされる知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年三月青森県規則第八十二号）第六条の規定により告示し、平成十四年二月一日青森県警察本部長告示第一号（青森県情報公開条例第三十三条の規定により青森県警察本部長が定める法人）は、

廃止する。

本告示は、平成二十二年一月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年一月二十九日

青森県警察本部長 石 川 威一郎

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人暴力追放青森県民会議	青森市新町二丁目二番七号

青森県警察本部長告示第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（免許関係事務業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する同令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十九日

青森県警察本部長 石 川 威一郎

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号（同施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その

他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
 2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、役務契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（資本金、積立金及び繰越利益（欠損）金の合計額とする。）
 イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第五項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

競争入札参加資格として必要な等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期
資格審査の申請の時期は、平成二十二年一月二十九日から同年二月十二日までとする。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部運転免許課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの。）
貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等すべての納税証明書

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)の添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により、日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知において指定する日から平成二十五年一月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第三号）を青森県警察本部長に提出しなければならない。ただし、その内容が登記事項に関するものである場合には、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十五年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（免許関係事務委託業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種

免許関係事務委託業務

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

様式第2号

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値 格付

(単位：千円)

フリガナ 商号又は名称		代表者 氏名	
住所 所在地	〒	電話番号	
住所 所在地	〒	FAX番号	
主たる 営業所	〒	電話番号	
主営等 希る	役務の提供	FAX番号	
希望 する 業務 の種類	免許関係事務委託業務		
平均 売上 産額	直前第2年度決算	直前第1年度決算	年間平均実績高 () / 2
自己 資本 積立金 次期繰越利益 額計	直前決算時 資本金(元入金)	直前決算時 積立金(準備金)	計
職 員 数	技術関係職員 事務関係職員	その他	計
経 営 年 数	流動資産 流動負債) × 100 =	%
創 業 日	現組織変更日	営業中断期間	通算年数
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務 法定雇用率達成	有	無
I S O 認 証 取 得	有 (I S O 9 0 0 1 , I S O 1 4 0 0 1)	無	

注1 太枠の欄は記入しないでください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年一月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十一号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、「業務」の下に「又はR I 病棟において、小線源治療中の患者に直接接して行う看護等の業務若しくは病室等の除染作業」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 臨床工学技士が、エックス線による透視診断の作業を補助する業務に従事したる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の青森県病院局職員の給与に関する規程第十一条第一項第二号の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

青森県立中央病院移動型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年一月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書による。
移動型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置一式

二 納入期限及び設置場所
入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目の一

青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七 七二六 八〇三七

2 入札書の提出期限

平成二十二年三月十一日 午前十時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

平成二十二年三月十一日 午前十時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十

三条及び第百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Mobile surgical X-ray type C-arm system.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender : 10:00 a.m. 11 March 2010

3 Contact point for the notice :

Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県青森市	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
-------------------------------------	--	------------------------------